2019 司法書士オープン【総合編④】 記述式(商業登記)

採点講評

第1欄 平成31年4月1日申請分

1 代表取締役である取締役の取締役辞任

取締役としては「辞任」を原因とし、代表取締役としては、資格喪失により「退任」を原因として退任の登記を申請すべき事案でしたが、辞任の直後に死亡した事案だったせいか、「死亡」を原因として記載している答案が目立ちました。この代表取締役は登記所に印鑑を提出していたため、登記手続上、辞任を証する書面には、登記所届出印を押すか又は、市町村に登録した印鑑を押し、印鑑証明書を添付するか、のいずれかが必要でしたが、死亡によっていずれも不可能でした。そのため、印鑑証明書の添付に代えて、(生存)代表取締役の上申書及び(死亡した)代表取締役の死亡を証する死亡診断書や戸籍事項証明書を添付しなければなりませんでしたが(先例による取扱い)、これらが解答できている答案は稀でした。

2 支配人の氏変更/社外取締役の社外性喪失

取締役が支配人と養子縁組をしたことにより、2つの登記の事由が生じていました。一つ目は①当該株式会社の支配人の二親等内の親族となったことにより社外取締役の要件に該当しなくなった社外取締役の社外性喪失であり、二つ目は②養子となり養親の氏を名乗ることとなった支配人の氏の変更です。①と②のいずれも書けていない答案が多数ありました。①に関しては、平成30年度の本試験の記述式で社外監査役の要件につき突っ込んだ出題がされたこともあり、社外取締役の要件について、少し詳しく見ておくことをお勧めしたいです。②に関しては、支配人の登記がされている場合、支配人を置いた営業所の移転や廃止があったときだけでなく、支配人自身の氏、名又は住所に変更があったときにも登記の事由が発生することをこの機会に意識するようにしましょう。

3 募集株式の発行

(1) 発行された募集株式の数(端数の切捨て)

株主の有する3株につき募集株式1株を割り当てる株主割当ての方法による募集株式の発行がされた事案でした。発行された募集株式の数を正確に判断することができた(変更後の発行済株式の総数が正確に書けていた)答案は、ごく少数にとどまりました。まず、当該株式会社の保有する株式(自己株式)については割当てがないため、発行済株式の総数10000株のうち、自己株式4000株に対応する部分につき募集株式が交付されることはありません。ここまでで最大でも募集株式の数は2000株(=6000株×3分の1)です、さらに、1200株を有する株主1名が申込期日までに申込みをせずに失権していますから、募集株式の数は1600株(=4800

株×3分の1)まで絞られます。そして、引受けの申込みをしたことにより割当てを受け、引受人となった株主は、その全員が払込みの期間内に払込みを済ませていましたから、この1600株が発行されることになりそうです。実際、変更前の発行済株式の総数1万株にこれを加えて、変更後の発行済株式の総数を1万1600株とする答案が多数ありました。しかし、割当てを受けた株主の中に、持株がそれぞれ1000株と200株の者がいたことに注目すると、割当てを受けるべき募集株式に関し、前者につき1株の3分の1、後者につき1株の3分の2という端数が生じました。この場合における端数は、会社法上、個別に切り捨てられます(会社法202条2項ただし書)。そのため、発行される募集株式の数は1600株より1株(3分の1+3分の2)だけ少ない1599株となるのです。

(2) 原因日付

変更の日付を平成31年3月31日としている答案が散見されました。払込期間は、同月27日から30日までだったので、その末日をとって平成31年3月30日変更とすべきでした(会社法915条2項)。3月31日のような月の末日を原因日付とすることができるのは、新株予約権の行使による変更の登記又は取得請求権付株式の取得と引換えにする株式又は新株予約権の発行による変更の登記をする場合ですから(会社法915条3項)、混同しないようにしてください。また、期間内の払込みの日が出ていたため、3月27日付けと3月30日付けの2回に分けて登記すべき事項を記載している答案がありました。このようにしても間違いではありませんが、あえてそうする必要のないことです。

4 貸借対照表の公告アドレス

公告をする方法が電子公告である株式会社が貸借対照表の公告アドレスを定めた事案でした。これは、変更後の公告をする方法の一部として、電子公告の方法による旨及び公告アドレスと併せて、「貸借対照表の公告 http…」のように記載するべきです。しかし、「貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項」の設定による変更の登記として解答してしまっている答案が目立ちました。これは、官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を公告方法とする株式会社にしか存在し得ない登記です(商登規71条)。当該会社の公告方法をチェックしたうえで、申請すべき登記が「公告をする方法の変更」と「貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定」のいずれになるかを判断すべきでした。

5 株券を発行する旨の定めの廃止

これに関する公告をした事実が聴取記録に出ていたためでしょう、添付書面に「株券廃止公告をしたことを証する書面」と記載している答案が多数見受けられました。他方、現実には株券を発行していないという事実も出ていたことから、上記の公告は、会社法218条4項の規定により通知に代えてなされた手続だったことになります。そして、この公告(又は通知)の添付書面による立証は不要です。あくまで、現実に株券が発行され

ており、会社法 218 条 1 項の規定により公告及び通知の双方が必要な場合に、同項の規定による公告をしたことを証する書面の添付が求められるのです。これが不要で公告又は通知の一方をすれば足りる場合、株券を発行していないことを証する書面(株主名簿)を添付することになります。

第2欄 平成31年4月26日申請分

1 新株予約権の行使

新株予約権者に交付した株式の全部が自己株式である事案でした。この場合,①発行済株式の総数が増加しないだけでなく,②資本金の額も増加しません。今回の答案では,①及び②の増加や②のみの増加を記載してしまっているものが目立ちました。また,本問の問2では,平成31年4月26日申請分で,同日申請することができる全ての登記を解答することが求められていました。本問の新株予約権の行使は,同月23日に行われており,同日以降申請可能なものでしたから第2欄に記載すべきでした。しかし,今回の答案の多くで見られたように,月の末日をとって同月30日付けとすることは申請日との齟齬をきたします。

資本金の額が増加しないため、「資本金の額の計上に関する証明書」の添付は不要でしたが、これを記載している答案が散見されました。他方「払込みがあったことを証する書面」は、これと異なり資本金の額の増加による変更の登記の申請書の添付書面(商登規61条1項)ではなく、新株予約権の行使による変更の登記の申請書の添付書面ですから(商登法57条1号)、資本金の額の増加の有無にかかわらずその添付を要します。この書面の記載がない答案が多数あったので注意してください。

2 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定めの設定

定款の具体的な文言(「当会社は、取締役会の決議により重要な業務執行の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる」)を書き写して解答している答案が目立ちました。しかし、定款の定めではなく、その定めがある旨が登記事項とされているので、正確には、「重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある」と記載すべきです。

3 支店の廃止/支配人を置いた営業所廃止

登記の事由は、後者につき「支配人の代理権消滅」で構いません。「支配人を置いた営業所廃止」は、「死亡」や「後見開始の審判」等と並ぶ代理権消滅の事由の一つだからです。しかし、会社支配人の代理権消滅の登記における登記すべき事項の記載に当たっては、「代理権消滅」だけが原因になる場合は存在しません。「年月日支配人何某辞任」や「年月日支配人何某解任」など、具体的な原因を挙げて記載します。本間では、「年月日どこそこ(支店の所在場所)の支配人何某を置いた営業所廃止」の要領で記載することになります。また、支店に関する登記と支配人に関する登記は別のものですから、「支配人を置いた支店廃止」などのように両者をませて書くことがないようにしてください。

第3欄 登記することができない事項

1 特別取締役による議決の定めの設定等(登記不可)

監査等委員会設置会社であることのみを理由とする答案が散見されましたが、これだけでは、理由の記載として不十分です。さらに、①社外取締役が過半数あること又は②重要な業務執行の取締役への委任についての定款の定めがあることのいずれかを指摘すべきでした。本問では、②の定めは未設定の時点において、特別取締役による議決の定めを設定し、特別取締役を選定する取締役会の決議がされており、①の事実が理由になっていました。

2 貸借対照表の公告アドレス(登記可)

公告をする方法が電子公告であることを理由にこれを挙げる答案が多数ありました。 その場合でも公告方法の一部として登記できる点は、既に述べました。

3 株券を発行する旨の定めの廃止(登記可)

公告の期間が20日に足りないことを理由にこれを挙げる答案が散見されました。しかし、株券を発行する旨の定めの廃止に係る公告又は通知の期間は、2週間前で足ります(会社法218条1項、3項)。20日前になるのは、多くの場合、買取請求の機会付与のための公告であることを念頭に期間に関する知識を整理しておくとよいでしょう(会社法116条3項、785条3項等を参照)。

4 支店廃止(登記可)

取締役に決定を委任できない事項であることを理由にこれを挙げている答案が散見されましたが、支店や支配人に関する事項の委任も可能です。指名委員会等設置会社において執行役に委任できる決定事項もそうですが、かなり広い範囲の事項(登記の事由を発生させる事項を多数含む。)の委任が可能になっていますので、注意してください(商登法 46 条 4 項、5 項参照)。

5 重要な業務執行の取締役への委任についての定めの設定(登記可)

①社外取締役が過半数ないことや②特別取締役による議決の定めがあることを理由として③重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定めの設定ができないとする答案が散見されましたが、①と②のいずれも理由になりません。①は、③の定めなしで委任が可能になるための要件です。また、②の定めがある監査等委員会設置会社が③の定めを設定した場合、②の定めが当然に廃止されるという解釈がされています。